

平成26年11月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(ハ)第21号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成26年10月7日

判 決

[REDACTED] 原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士	高橋 敬幸
同 上	高橋 真一
同 上	大河 陽子
同 上	柴田 摩耶

鳥取県米子市東福原二丁目1番1号

被 告	山陰信販株式会社
同代表者代表取締役	加本 弘司
同訴訟代理人	阿川 貢
同訴訟代理人弁護士	[REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、52万2190円及びうち52万1926円に対する平成23年7月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被告との間で金銭消費貸借契約（クレジットカード利用契約）を締結し、同契約に基づき平成5年11月24日から平成23年7月19日まで継続的に金銭消費貸借取引を行ってきたと主張する原告が、被告に対し、同取引

において弁済として支払った金額について利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の制限利率を超える部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当して再計算すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金52万1926円、悪意の受益者を理由とする年5分の割合による平成23年7月19日までの未払利息264円（民法704条前段）及び同過払金に対する同月20日から支払済みまで年5分の割合による利息（同条前段）の支払を求めた事案である。

2 前提事実（争いのない事実及び証拠等により容易に認定できる事実）

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号の改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を問わず「貸金業法」という。）所定の登録を受けた貸金業者であるとともに、いわゆるカードショッピングの利用代金の立替払等も業とする信販会社である（弁論の全趣旨）。
- (2) 原告は、昭和59年1月18日、被告に対し、クレジットカードであるSCカード・JCB（以下「本件カード」という。）会員の入会申込を行い、同日、被告との間で本件カード利用契約（以下「本件カード契約」という。）を締結して本件カード会員となり、被告から本件カードの交付を受けた（乙1、3及び弁論の全趣旨）。
- (3) (2)の本件カード会員申込時の「山陰信販カード会員規約」によると、会員は被告が定める利用限度額の範囲内でショッピングサービス及びキャッシングサービスを利用することができるが、キャッシングサービスを利用した場合の借受金及び借受手数料の返済は、所定の返済回数（1回、3回、6回、10回、15回、20回）のうちから会員が指定した回数により、毎月末日までの利用分をその翌日から毎月所定日に支払うという方式であった（乙3）。なお、本件カードのキャッシングサービスの支払方法は、平成5年4月1日以降の融資分から従前の分割払い方式は廃止となり、1回払い及びリボルビング払い（以下「リボ払い」という。）のみとなった（乙9）。
- (4) 原告と被告は、原告が本件カード会員となって以降、平成5年11月24

日から平成23年2月27日までの間に別紙1の別表①ないし⑩記載の各金銭消費貸借取引（以下、別表①の取引を「第1取引」、別表②の取引を「第2取引」、別表③の取引を「第3取引」、別表④の取引を「第4取引」、別表⑤の取引を「第5取引」、別表⑥の取引を「第6取引」、別表⑦の取引を「第7取引」、別表⑧の取引を「第8取引」、別表⑨の取引を「第9取引」、別表⑩の取引を「第10取引」とそれぞれいう。）を行った（以下、第1取引ないし第10取引を総称して「本件各取引」という。）。

(5) 原告は、第1取引ないし第10取引の各取引について、カードキャッシングの返済方法として、いずれもリボ払いを指定したが、リボ払いの場合、毎月の支払額については、当月10日現在の融資残高に応じて月々の返済金があらかじめ定められている（例えば、平成6年5月1日当時の本件カード会員規約（乙10）によると、融資残高が1万円以下の場合の返済金は当月10日の融資残高、1万円超～10万円以下の場合の返済金は1万円、10万円超～20万円以下の場合の返済金は1万5000円、20万円超～30万円以下の場合の返済金は2万円、30万円超～40万円以下の場合の返済金は2万5000円、40万円超～50万円以下の場合の返済金は3万円と定められている。）。

また、前記会員規約には「繰上返済」についての規定（カードキャッシング条項第5条）があり、会員が融資金を繰り上げて返済する場合は、その返済日に基づき1か月を30日とした月利の日割計算とし、当該利息を含む残存債務金を一括して返済するものとされている。そして、原告は、第6取引及び第8取引を除くその余の各取引について、いずれも最終取引日に残存債務につき一括して繰上返済をした。

(6) 原告は、平成26年1月15日、当裁判所に本訴を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

(7) 被告は、平成26年2月5日の第1回口頭弁論期日において陳述した答弁書において、本件取引中、第1取引ないし第4取引の各取引により発生した

原告の各過払金（不当利得）返還請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張の要旨

- (1) 本件契約に基づく本件各取引を、一連の取引として過払金の充当計算をすることの可否

(原告の主張)

ア 本件契約は、過払金充当合意を含んだ包括的な金銭消費貸借契約であり、本件契約に基づき借入れをすれば、当該借入れにも過払金充当合意の効果が及び、一連一体計算の対象となる。もし、過払金充当合意の成立後に、途中から新たな借入金には弁済の充当をしない扱いを当事者が望む場合は、過払金充当合意を含んだ従前の包括的な金銭消費貸借契約とは別個に金銭消費貸借契約を締結する必要がある。

イ 原告は、平成59年1月18日に締結した本件カード契約を、毎年年会費を支払い、平成23年7月19日まで継続してきた。本件各取引は、すべて本件カードを利用した借入れ・返済であり、会員番号もすべて「3587-0101-0249-5904」である。そして、カードキャッシングの利用方法、返済方法、利息の計算方法などの契約条項も全く共通である。また、原告は、本件取引の期間中、きちんと年会費を支払っていたので、いつでも本件カードのキャッシングサービスを利用できると思っていたし、利用しようと思っていた。

そもそも、原告は、キャッシングサービスを利用する目的で、本件契約を締結し、同契約を継続したのであり、原告の記憶によれば、原告は本件カードのショッピングサービス（立替払取引）を利用したことはなく、もっぱらキャッシングサービスを利用していた。そして、原告は、同サービスの利用限度額が50万円に設定されていたので、将来も同サービスを利用し続けることができるよう、まとまったお金が入ったときに一括返済しておき、将来の利用可能枠を確保していた。

したがって、本件各取引は、すべて過払金充当合意を含んだ本件契約に基づくものであり、途中本件契約とは別個に金銭消費貸借契約が締結された事実はない。

よって、本件各取引のすべてに過払金充当合意の効果が及び、各取引のすべてが一連一体計算の対象となる。

(被告の主張)

ア 本件は、約定利率で計算した場合に従前の債務を完済し、取引の空白期間があった後に新たなりボ払い取引を開始している事案(第8取引を除く)であるから、争点は、複数のリボ払い取引がある場合に、前のリボ払い取引で生じた過払金が、次のリボ払い取引に充当されるか否かである。

この点、平成19年6月7日最高裁第一小法廷判決(以下「平成19年最高裁判決」という。)の射程範囲を過大に解釈し、リボ払い取引であれば取引空白期間を考慮することなくすべて一連一体の取引として引き直し計算をする判決が散見されるが、いずれも平成19年最高裁判決の解釈を誤ったものであり不当である。

取引の空白期間がある場合、当然に前の取引によって生じた過払金を後に発生した新たな債務に充当する合意があるとはいはず、先行取引と新たな取引とが事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができる場合に、充当合意が存在するものと解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、第1取引と第2取引の間には1年3か月以上、第2取引と第3取引の間には1年10か月以上、第3取引と第4取引の間には8か月以上、第4取引と第5取引の間には2年8か月以上の各取引の空白期間があること、第1取引ないし第4取引の各取引は、いずれも原告がわざわざ残金一括払いをして原告の意思によって完済していることを併せて考慮すると、原告は、第1取引ないし第4取引の各取引について、一括払いによって約定債務を完済し、キャッシング取引を一旦終了させる意思を有していたものと認められる。

この点、本件契約が基本契約と認定された場合、原告被告間には複数の基本契約が締結されたことはないが、本件各取引はクレジットカード会員契約に基づくものであり、原告はキャッシングのほか、商品の購入について立替払いを受けることもできるのであるから、リボ払い取引完済時にクレジットカード会員契約を解除しなかったことや後のリボ払い取引時に新たなクレジットカード会員契約を行っていないことは、リボ払い取引完済時にキャッシング取引を終了させる意思を有していたか否かの認定には無関係である。

ウ 原告は、第5取引について、平成16年12月22日に49万7496円もの資金を用意して一括返済しており、その後の第6取引の開始までには1年4か月の取引空白期間があるから、原告が上記一括返済した際、キャッシング取引を一旦終了させる意思を有していたのは明らかである。

エ 原告は、第7取引について、平成19年3月14日に49万0036円もの資金を用意して一括返済している。この点、その後の第8取引の開始までの空白期間は5か月と22日であるが、第7取引をわざわざ線上一括弁済しておりキャッシング取引を一旦終了させる意思が明確であること、第7取引の約定利率が年27.6パーセントであるのに対し第8取引は年13.8パーセントであって貸付利率が明白に異なることに鑑みれば、第7取引と第8取引とを事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできず、第7取引で生じた過払金を第8取引で生じた新たな債務に充当することはできない。

オ 第8取引と第9取引の間に取引の空白期間はないし、第8取引に対する返済と第9取引に対する返済の合計がリボ払い取引の一定額の返済となっている。しかしながら、第8取引は年13.8パーセントの貸付け、第9取引は年27.6パーセントの貸付けであり、第8取引は利息制限法所定利率内の取引であるから、同法引き直し対象ではない。第8取引と第9取引を一連計算すると、第8取引について途中から年18パーセントの利率

を用いることとなり、かえって原告に不利益である。

よって、第9取引のみを同法所定利率で引き直し計算すべきである。

カ 原告は、第9取引について、平成22年11月15日に47万0051円もの資金を用意して一括弁済している。第10取引との空白期間は8か月であり、1年に満たないとはいえ相当期間の取引空白があるので、第9取引一括弁済の事情と相まって、第9取引と第10取引とを事実上1個の連続した貸付取引であると評価することはできない。したがって、第9取引と第10取引は、別々に引き直し計算すべきである。

(2) 被告が主張する消滅時効の成否

(被告の主張)

本件各取引のうち、第1取引ないし第4取引については、それぞれ完済日から10年が経過しているので、消滅時効を援用する。

(原告の主張)

争う。

(3) 被告が悪意の受益者（民法704条）に該当するか否か。

(原告の主張)

被告は、顧客との間の利息制限法超過利息の受領が賃金業法43条1項のみなし弁済の要件を備えないことを知りながら、原告から元本及び利息の収受をしたものであり、民法704条の悪意の受益者である。

(被告の主張)

不知

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 上記前提事実、証拠（甲1ないし4、甲15、乙1ないし3、乙7、9、10）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、被告に対し、昭和59年1月18日、本件カード会員の入会申込を行い、被告との間で、被告の同申込み承諾により本件カードを利用し

て一定の利用限度額（原告の主張によれば50万円であり、被告もこれを争っていない。）の範囲内で継続的にショッピングサービス及びキャッシングサービスを受けることができる基本契約である本件カード契約を締結し、本件カードの貸与を受けた。

なお、当時の本件カード契約の内容については、乙3のクレジットカード会員申込書裏面の「山陰信販カード会員規約」と同一であったと推認されるが、本件カードのキャッシングサービスの支払方法は、平成5年4月1日以降の融資分から従前の分割払い方式は廃止となり、1回払い及びリボ払いのみとなった。そして、第1取引開始時から第10取引終了時までの間には何度かの会員規約の改正は行われたものの、その間の本件カード契約の主要な内容は、乙10の会員規約のとおりであり、本件各取引は基本的に同会員規約に基づき行われたものと推認される。

イ 乙10の会員規約には、①会員（原告）は、被告のカード会員として、カードを利用して一定の利用限度額の範囲内でショッピングサービス及びキャッシングサービスを利用すること、②カードキャッシングによる融資金は1万円単位とし、返済方法は1回払いとリボ払いのうちから利用時に会員が指定した方法により返済するものとすること、③1回払いとリボ払いの利率は同一（月利2.6パーセント、実質年率31.2パーセント）で、リボ払いの毎月の返済金は、当月10日現在のキャッシング残高に応じて定められていること、④1回払い及びリボ払いの各利用分の返済開始月は毎月1日から月末までの融資分につき翌27日とし、規約の一般条項第7条（お支払い）にて返済するものとすること、⑤1回払い及びリボ払いの利息計算の方法は、締切日の融資残高に対して上記③記載の利率にて月利計算とし、月利の対象期間は毎月28日から翌月27日までとすること、⑥遅延損害金は、遅滞した金額に対して支払期日の翌日より支払日に至るまで年29.2パーセントとすること、⑦会員が融資金を繰り上げて返済する場合は、その返済日に基づき1か月を30日とした

月利の日割計算とし、当該利息を含む残存債務金を一括して返済すること、
⑧カードショッピングの利用代金及び手数料並びにカードキャッシングの
融資金及び利息その他年会費等一切の支払債務は、会員があらかじめ約定
した被告の指定する金融機関の引き落とし口座から口座振替の方法により
支払うこと、⑨会員の返済した金額が被告に対して負担する一切の債務を
完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、法律で定められる
範囲内において被告が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充
当することができるなどが規定されている。

ウ 第1取引なし第10取引の各取引の開始に際して、いずれも本件カ
ード契約のほかに新たな基本契約が原告と被告の間で締結された事実はなく、
また、各取引の開始に当たって、各与信審査がなされた形跡もない（この
認定に反する証拠又はこの認定を覆すに足りる証拠はない。）。

エ 本件カード契約の締結後第1取引の開始（平成5年11月24日）まで
の間に、原告がショッピングサービスあるいはキャッシングサービスを利用
したかどうかは判然としないが、少なくとも、第1取引の開始時から第
10取引の終了時までの間、原告はもっぱらキャッシングサービスのみを
利用し、ショッピングサービスは利用しなかつた（この認定に反する証拠
はない。）。

オ 原告は、第1取引の開始日から第10取引の終了日までの間、本件カ
ード会員としての年会費を毎年きちんと支払ってきたが、それは、主として
キャッシングサービスを将来にわたって利用できるようにしておくためで
あつたと推認される。また、原告が本件各取引のうち第6取引及び第8取
引を除くその他の取引について、いずれも最終取引日に残債務につき一括
して繰上返済をしたのは、手元にまとまった金銭があるときに一括返済す
ることにより、キャッシングサービスの利用限度額（50万円）内の利用
可能枠を確保しておくためであったと推認される（この認定に反する証拠
又はこの認定を覆すに足りる証拠はない。）。

(2) 上記前提事実及び上記(1)の認定事実等に基づき判断した結果は、次のとおりである。

ア 同一の貸主と借主との間で1個の基本契約に基づき継続的に貸付けと返済が繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの1つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に充当されると解するのが相当である。

これに対して、弁済によって過払金が発生しても、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金債務に当然に充当されるものということはできない。しかし、この場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従つた充当がされるものというべきである（平成19年最高裁判決参照）。

イ そこで、これを本件についてみると、本件カード契約は、ショッピングサービス機能及びキャッシングサービス機能を併有する本件カードを使用して継続的に両サービスを受けることができる内容とするものであるところ、キャッシングサービスについては、原告が被告の定める利用限度額の範囲内で、本件カードを利用して1万円単位で繰り返し原告が被告から金員を借り入れができる基本とし、原告被告間では同契約に基づき継続的に借入れと返済が繰り返されることが予定されているものである。そして、本件各取引の実態も、上記予定にほぼ符合したものであり、長期間にわたり継続的に多数回の借入れと弁済を繰り返すものであったことが認められる。

このような継続的金銭消費貸借取引においては、借主は、借入総額の減少を望み、また過払金の不当利得返還請求権が累積するといった複数の法律関係が発生するような事態を望まないのが一般的であると解される。

また、本件各取引においては、原告がその借入金の返済方法としていざれもリボ払いを選択（指定）しているところ、リボ払いが選択された場合の債務の弁済は、各貸付けと個別的な対応関係をもつて行われるのではなく各貸付けの借入金の全体に対して行われるものと解されるのであり、充当の対象となるのは、このような全体としての借入金債務であると解することができる。

加えて、原告が本件各取引のうち第6取引及び第8取引を除くその余の取引について、いざれも最終取引日に原告が残債務につき一括して線上返済をし、また各取引間に被告主張の空白期間があることは、原告に一旦約定残債務を完済する意思があったことを推測させるものではあるが、原告及び被告が本件各取引の期間中何ら本件カード契約を終了させる手続をとっていないことや、原告が本件カード会員の年会費を主としてキャッシングサービスの利用確保のために被告に支払い続けたことからすると、本件各取引に上記線上返済や空白期間があるとしても、原告及び被告に本件カード契約に基づく取引を終了させる意思があったとまでは認められない。むしろ、原告と被告は、少なくとも、第1取引の開始時から第10取引の終了時までの間、本件カード契約に基づく借入れと返済を将来に向かって繰り返し行う可能性を認識しながら、これを許容していたものと推認される。

そうすると、本件カード契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含んでいるものと解するのが相当である。

ウ 被告は、第2の3(1)の（被告の主張）記載の主張をし、確かに被告が主張するように各取引間には取引の行われなかつた各空白期間が存在するこ

とは認められるが、本件カード契約に含まれる上記イの過払金充当合意において、同一の基本契約の下での取引であっても一定期間取引が行われていなかつた場合には発生した過払金をその後に発生した借入金債務に充当しないというような合意があつたと評価すべき事情は認められず、また、本件各取引の各開始時に上記過払金充当合意の内容を変更し又は解消する新たな合意がされたと認めるべき事情もないから、被告の上記主張は採用できない。

なお、第8取引は、被告が主張するように貸金の利息の利率は年13.8パーセントで利息制限法所定の利率を下回るものであるが、原告と被告の間において約定利率を同法所定の制限利率を超えない利率とする取引を行う合意をすることにより、本件カード契約に含まれると解すべき上記過払金充当合意の内容を変更し又は解消する新たな合意がされたと認めるることはできないから（第8取引は、本件カード契約に基づく取引であり、被告の「キャッシング金利5.0パーセントOFFキャンペーン」に原告が応じて行われたものであつて、単に金利が違うだけの取引であり、他の取引から独立した取引であるとは認められない。），第8取引開始前に発生していた過払金は第8取引開始後の借入金債務に充当されることになる。

したがつて、被告の上記主張は採用できない。

エ 以上によれば、本件各取引については、これを一連のものとして、利息制限法に基づく引直し計算を行うのが相当であり、同計算をした結果は、別紙2の計算書記載のとおりである。

2 争点(2)について

上記1のとおり、本件各取引は、過払金充当合意を含む本件カード契約に基づく一連の金銭消費貸借取引であると認められるから、平成23年7月19日の原告の被告に対する最終の弁済により終了したと認められる。したがつて、特段の事情のない限り、原告の被告に対する過払金（不当利得）返還請求権の消滅時効は、同日から進行するというべきであつて（平成21年1月22日最

高裁第一小法廷判決参照），本件訴えが提起された平成26年1月15日の時点において上記消滅時効期間は経過しておらず，上記消滅時効は未だ完成していないから，被告の主張は失当であって採用できない。

3 争点(3)について

悪意の受益者について，被告は，不知との主張はするものの，本件各取引について，貸金業法43条1項のみなし弁済の適用があるとの認識及び同認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことの主張立証を何らしないから，被告が悪意の受益者であるとの推定は免れない。

4 結論

以上によれば，原告の請求は理由があるからこれを認容し，仮執行免脱宣言については相当でないからこれを付さないこととし，主文のとおり判決する。

米子簡易裁判所

裁判官 原 孝

(別紙①)

会員番号: 3587-0101-0249-5904
氏名: [REDACTED]

別表①リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H5.11.24	200,000			18.00%				200,000	0	0
2	H5.12.21		205,720	27	18.00%	2,663	200,000	2,663	-3,057	0	0
	<合計>	200,000	205,720			2,663					

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

※別表①について、完済日より10年以上経過しているので、消滅時効を援用します。

別表②リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H7.3.24	200,000			18.00%				200,000	0	0
2	H7.4.27		15,000	34	18.00%	3,353	11,647	3,353	188,353	0	0
3	H7.5.29		15,000	32	18.00%	2,972	12,028	2,972	176,325	0	0
4	H7.6.27		15,000	29	18.00%	2,521	12,479	2,521	163,846	0	0
5	H7.7.24	200,000		27	18.00%	2,181			363,846	2,181	
6	H7.7.27		15,000	3	18.00%	538	12,281	2,719	351,565	0	0
7	H7.8.28		25,000	32	18.00%	5,547	19,453	5,547	332,112	0	0
8	H7.9.27		25,000	30	18.00%	4,913	20,087	4,913	312,025	0	0
9	H7.10.3	100,000		6	18.00%	923			412,025	923	
10	H7.11.7		443,191	35	18.00%	7,111	412,025	8,034	-23,132	0	0
						30,059					
	<合計>	500,000	553,191								

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

※別表②について、完済日より10年以上経過しているので、消滅時効を援用します。

別表③リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H9.9.17	200,000			18.00%				200,000	0	0
2	H9.10.27		15,000	40	18.00%	3,945	11,055	3,945	188,945	0	0
3	H9.11.27		15,000	31	18.00%	2,888	12,112	2,888	176,833	0	0
4	H9.12.26		184,542	29	18.00%	2,528	176,833	2,528	-5,181	0	0
						9,361					
	<合計>	200,000	214,542								

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

※別表③について、完済日より10年以上経過しているので、消滅時効を援用します。

別表④リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H10.9.18	10,000			20.00%					10,000	0
2	H10.9.28	50,000		10	20.00%	54				60,000	54
3	H10.9.28	10,000			20.00%					70,000	54
4	H10.10.27		10,000	29	20.00%	1,112	8,834	1,166	61,166	0	0
5	H10.11.10	50,000		14	20.00%	469				111,166	469
6	H10.11.24	50,000		14	18.00%	767				161,166	1,236
7	H10.11.27		10,000	3	18.00%	238	8,526	1,474	152,640	0	0
8	H10.12.28		15,000	31	18.00%	2,333	12,667	2,333	139,973	0	0
9	H10.12.31			3	18.00%	207				139,973	207
10	H11.1.27		15,000	27	18.00%	1,863	12,930	2,070	127,043	0	0

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生 利息・損害金	充当内訳		残高	
							元金	利息・損害金	元金	未払利息
11	H11.3.1		15,000	33	18.00%	2,067	12,933	2,067	114,110	0
12	H11.3.18	180,000		17	18.00%	956			294,110	956
13	H11.3.29		15,000	11	18.00%	1,595	12,449	2,551	281,661	0
14	H11.4.8	30,000		10	18.00%	1,389			311,661	1,389
15	H11.4.27		20,000	19	18.00%	2,920	15,691	4,309	295,970	0
16	H11.4.27	50,000			18.00%				345,970	0
17	H11.5.17	140,000		20	18.00%	3,412			485,970	3,412
18	H11.5.27		25,000	10	18.00%	2,396	19,192	5,808	466,778	0
19	H11.6.7	20,000		11	18.00%	2,532			486,778	2,532
20	H11.6.28		30,000	21	18.00%	5,041	22,427	7,573	464,351	0
21	H11.7.27		30,000	29	18.00%	6,640	23,360	6,640	440,991	0
22	H11.8.6		464,684	10	18.00%	2,174	440,991	2,174	-21,519	0
						38,165				
	<合計>	590,000	649,684							

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

※別表④について、完済日より10年以上経過しているので、消滅時効を援用します。

別表⑤リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生 利息・損害金	充当内訳		残高	
							元金	利息・損害金	元金	未払利息
1	H14.4.24	200,000			18.00%				200,000	0
2	H14.5.27		10,000	33	18.00%	3,254	6,746	3,254	193,254	0
3	H14.6.27		10,000	31	18.00%	2,954	7,046	2,954	186,208	0
4	H14.7.29		10,000	32	18.00%	2,938	7,062	2,938	179,146	0
5	H14.8.16	50,000		18	18.00%	1,590			229,146	1,590
6	H14.8.16	50,000			18.00%				279,146	1,590
7	H14.8.27		10,000	11	18.00%	1,514	6,896	3,104	272,250	0
8	H14.9.20	10,000		24	18.00%	3,222			282,250	3,222
9	H14.9.27		15,000	7	18.00%	974	10,804	4,196	271,446	0
10	H14.9.27	50,000			18.00%				321,446	0
11	H14.10.16	160,000		19	18.00%	3,011			481,446	3,011
12	H14.10.28		20,000	12	18.00%	2,849	14,140	5,860	467,306	0
13	H14.11.27		20,000	30	18.00%	6,913	13,087	6,913	454,219	0
14	H14.12.27		20,000	30	18.00%	6,719	13,281	6,719	440,938	0
15	H14.12.31			4	18.00%	869			440,938	869
16	H15.1.27		20,000	27	18.00%	5,871	13,260	6,740	427,678	0
17	H15.2.27		20,000	31	18.00%	6,538	13,462	6,538	414,216	0
18	H15.3.27		20,000	28	18.00%	5,719	14,281	5,719	399,935	0
19	H15.4.2	60,000		6	18.00%	1,183			459,935	1,183
20	H15.4.28		20,000	26	18.00%	5,897	12,920	7,080	447,015	0
21	H15.5.9	10,000		11	18.00%	2,424			457,015	2,424
22	H15.5.27		20,000	18	18.00%	4,056	13,520	6,480	443,495	0
23	H15.6.27		20,000	31	18.00%	6,780	13,220	6,780	430,275	0
24	H15.7.4	20,000		7	18.00%	1,485			450,275	1,485
25	H15.7.28		20,000	24	18.00%	5,329	13,186	6,814	437,089	0
26	H15.7.31	10,000		3	18.00%	646			447,089	646
27	H15.8.27		20,000	27	18.00%	5,953	13,401	6,599	433,688	0
28	H15.9.11	10,000		15	18.00%	3,208			443,688	3,208
29	H15.9.29		20,000	18	18.00%	3,938	12,854	7,146	430,834	0
30	H15.10.16	10,000		17	18.00%	3,611			440,834	3,611
31	H15.10.27		20,000	11	18.00%	2,391	13,998	6,002	426,836	0
32	H15.11.27		20,000	31	18.00%	6,525	13,475	6,525	413,361	0
33	H15.12.15	10,000		18	18.00%	3,669			423,361	3,669
34	H15.12.29		20,000	14	18.00%	2,922	13,409	6,591	409,952	0
35	H15.12.31			2	18.00%	404			409,952	404
36	H16.1.27		20,000	27	18.00%	5,443	14,153	5,847	395,799	0
37	H16.1.29	10,000		2	18.00%	389			405,799	389
38	H16.2.17	10,000		19	18.00%	3,791			415,799	4,180

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
39	H16.2.27		20,000	10	18.00%	2,044	13,776	6,224	402,023	0	
40	H16.3.4	10,000		6	18.00%	1,186			412,023	1,186	
41	H16.3.29		20,000	25	18.00%	5,065	13,749	6,251	398,274	0	
42	H16.4.27		20,000	29	18.00%	5,680	14,320	5,680	383,954	0	
43	H16.5.11	20,000		14	18.00%	2,643			403,954	2,643	
44	H16.5.27		20,000	16	18.00%	3,178	14,179	5,821	389,775	0	
45	H16.6.9	10,000		13	18.00%	2,492			399,775	2,492	
46	H16.6.28		20,000	19	18.00%	3,735	13,773	6,227	386,002	0	
47	H16.7.27		20,000	29	18.00%	5,505	14,495	5,505	371,507	0	
48	H16.8.5	10,000		9	18.00%	1,644			381,507	1,644	
49	H16.8.27		20,000	22	18.00%	4,127	14,229	5,771	367,278	0	
50	H16.9.8	10,000		12	18.00%	2,167			377,278	2,167	
51	H16.9.27		20,000	19	18.00%	3,525	14,308	5,692	362,970	0	
52	H16.10.4	10,000		7	18.00%	1,249			372,970	1,249	
53	H16.10.27		20,000	23	18.00%	4,218	14,533	5,467	358,437	0	
54	H16.11.10	10,000		14	18.00%	2,467			368,437	2,467	
55	H16.11.29		20,000	19	18.00%	3,442	14,091	5,909	354,346	0	
56	H16.12.22		497,496	23	18.00%	4,008	354,346	4,008	-139,142	0	
	<合計>	750,000	1,072,496			183,354					

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

別表⑥リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H18.4.24	10,000			20.00%					10,000	0
2	H18.5.29		5,000	35	20.00%	191	4,809	191	5,191	0	
3	H18.6.27		5,000	29	20.00%	82	4,918	82	273	0	
4	H18.7.27		380	30	20.00%	4	273	4	-103	0	
	<合計>	10,000	10,380			277					

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

別表⑦リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H18.11.7	30,000			20.00%					30,000	0
2	H18.11.10	20,000		3	20.00%	49				50,000	49
3	H18.11.14	100,000		4	20.00%	109				150,000	158
4	H18.11.20	50,000		6	18.00%	443				200,000	601
5	H18.12.27		10,000	37	18.00%	3,649	5,750	4,250	194,250	0	
6	H18.12.31			4	18.00%	383				194,250	383
7	H19.1.9	30,000		9	18.00%	862				224,250	1,245
8	H19.1.15	30,000		6	18.00%	663				254,250	1,908
9	H19.1.29		10,000	14	18.00%	1,755	6,337	3,663	247,913	0	
10	H19.2.5	50,000		7	18.00%	855				297,913	855
11	H19.2.8	10,000		3	18.00%	440				307,913	1,295
12	H19.2.13	30,000		5	18.00%	759				337,913	2,054
13	H19.2.15	60,000		2	18.00%	333				397,913	2,387
14	H19.2.26	90,000		11	18.00%	2,158				487,913	4,545
15	H19.3.9		15,020	11	18.00%	2,646	7,829	7,191	480,084	0	
16	H19.3.14		490,036	5	18.00%	1,183	480,084	1,183	-8,769	0	
	<合計>	500,000	525,056			16,287					

※但し、元金残欄のマイナス表示は、過払金をあらわす。

別表⑧リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H19.9.5	30,000			13.80%					30,000	0
2	H19.9.11	10,000		6	13.80%	68				40,000	68
3	H19.9.18	100,000		7	13.80%	105				140,000	173
4	H19.9.18	10,000			13.80%					150,000	173
5	H19.9.21	20,000		3	13.80%	170				170,000	343
6	H19.9.25	50,000		4	13.80%	257				220,000	600
7	H19.9.25	80,000			13.80%					300,000	600
8	H19.9.28	200,000		3	13.80%	340				500,000	940
9	H19.10.29		20,000	31	13.80%	5,860	13,200	6,800	486,800	0	
10	H19.11.27		20,000	29	13.80%	5,337	14,663	5,337	472,137	0	
11	H19.12.27		20,000	30	13.80%	5,355	14,645	5,355	457,492	0	
12	H19.12.31			4	13.80%	691				457,492	691
13	H20.1.28		20,000	28	13.80%	4,829	14,480	5,520	443,012	0	
14	H20.2.27		20,000	30	13.80%	5,011	14,989	5,011	428,023	0	
15	H20.3.27		18,722	29	13.80%	4,680	14,042	4,680	413,981	0	
16	H20.4.28		19,214	32	13.80%	4,994	14,220	4,994	399,761	0	
17	H20.5.27		18,919	29	13.80%	4,371	14,548	4,371	385,213	0	
18	H20.6.27		18,388	31	13.80%	4,502	13,886	4,502	371,327	0	
19	H20.7.28		18,260	31	13.80%	4,340	13,920	4,340	357,407	0	
20	H20.8.27		18,230	30	13.80%	4,042	14,188	4,042	343,219	0	
21	H20.9.29		17,699	33	13.80%	4,270	13,429	4,270	329,790	0	
22	H20.10.27		17,935	28	13.80%	3,481	14,454	3,481	315,336	0	
23	H20.11.27		17,370	31	13.80%	3,685	13,685	3,685	301,651	0	
24	H20.12.29		17,045	32	13.80%	3,639	13,406	3,639	288,245	0	
25	H20.12.31			2	13.80%	217				288,245	217
26	H21.1.27		17,206	27	13.80%	2,942	14,047	3,159	274,198	0	
27	H21.2.27		16,667	31	13.80%	3,213	13,454	3,213	260,744	0	
28	H21.3.27		16,909	28	13.80%	2,760	14,149	2,760	246,595	0	
29	H21.4.27		16,484	31	13.80%	2,890	13,594	2,890	233,001	0	
30	H21.5.27		16,302	30	13.80%	2,642	13,660	2,642	219,341	0	
31	H21.6.29		15,503	33	13.80%	2,736	12,767	2,736	206,574	0	
32	H21.7.27		16,011	28	13.80%	2,186	13,825	2,186	192,749	0	
33	H21.8.27		15,567	31	13.80%	2,259	13,308	2,259	179,441	0	
34	H21.9.28		15,039	32	13.80%	2,170	12,869	2,170	166,572	0	
35	H21.10.27		15,355	29	13.80%	1,826	13,529	1,826	153,043	0	
36	H21.11.27		14,907	31	13.80%	1,793	13,114	1,793	139,929	0	
37	H21.12.28		14,695	31	13.80%	1,640	13,055	1,640	126,874	0	
38	H21.12.31			3	13.80%	143				126,874	143
39	H22.1.27		14,607	27	13.80%	1,295	13,169	1,438	113,705	0	
40	H22.3.1		13,886	33	13.80%	1,418	12,468	1,418	101,237	0	
41	H22.3.29		14,753	28	13.80%	1,071	13,682	1,071	87,555	0	
42	H22.4.27		14,566	29	13.80%	959	13,607	959	73,948	0	
43	H22.5.27		14,153	30	13.80%	838	13,315	838	60,633	0	
44	H22.6.28		13,373	32	13.80%	733	12,640	733	47,993	0	
45	H22.7.27		13,852	29	13.80%	526	13,326	526	34,667	0	
46	H22.8.27		13,121	31	13.80%	406	12,715	406	21,952	0	
47	H22.9.27		12,993	31	13.80%	257	12,736	257	9,216	0	
48	H22.10.27		9,320	30	13.80%	104	9,216	104	0	0	
<合計>		500,000	607,051			107,051					

別表⑨リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H20.2.4	50,000			18.00%				50,000	0	
2	H20.3.27		1,278	52	18.00%	1,278		1,278	50,000	0	
3	H20.4.28		786	32	18.00%	786		786	50,000	0	
4	H20.5.12	50,000		14	18.00%	344			100,000	344	
5	H20.5.27		1,081	15	18.00%	737		1,081	100,000	0	
6	H20.6.9	10,000		13	18.00%	639			110,000	639	
7	H20.6.27		1,612	18	18.00%	973		1,612	110,000	0	
8	H20.7.15	10,000		18	18.00%	973			120,000	973	
9	H20.7.28		1,740	13	18.00%	767		1,740	120,000	0	
10	H20.8.27		1,770	30	18.00%	1,770		1,770	120,000	0	
11	H20.9.5	30,000		9	18.00%	531			150,000	531	
12	H20.9.29		2,301	24	18.00%	1,770		2,301	150,000	0	
13	H20.10.27		2,065	28	18.00%	2,065		2,065	150,000	0	
14	H20.10.28	20,000		1	18.00%	73			170,000	73	
15	H20.11.17	10,000		20	18.00%	1,672			180,000	1,745	
16	H20.11.27		2,630	10	18.00%	885		2,630	180,000	0	
17	H20.12.4	10,000		7	18.00%	619			190,000	619	
18	H20.12.29		2,955	25	18.00%	2,336		2,955	190,000	0	
19	H20.12.31			2	18.00%	186			190,000	186	
20	H21.1.19	20,000		19	18.00%	1,780			210,000	1,966	
21	H21.1.27		2,794	8	18.00%	828		2,794	210,000	0	
22	H21.2.2	10,000		6	18.00%	621			220,000	621	
23	H21.2.27		3,333	25	18.00%	2,712		3,333	220,000	0	
24	H21.3.16	10,000		17	18.00%	1,844			230,000	1,844	
25	H21.3.27		3,091	11	18.00%	1,247		3,091	230,000	0	
26	H21.4.27		3,516	31	18.00%	3,516		3,516	230,000	0	
27	H21.5.7	30,000		10	18.00%	1,134			260,000	1,134	
28	H21.5.27		3,698	20	18.00%	2,564		3,698	260,000	0	
29	H21.6.2	20,000		6	18.00%	769			280,000	769	
30	H21.6.29		4,497	27	18.00%	3,728		4,497	280,000	0	
31	H21.7.2	10,000		3	18.00%	414			290,000	414	
32	H21.7.27		3,989	25	18.00%	3,575		3,989	290,000	0	
33	H21.8.27		4,433	31	18.00%	4,433		4,433	290,000	0	
34	H21.9.2	30,000		6	18.00%	858			320,000	858	
35	H21.9.28		4,961	26	18.00%	4,103		4,961	320,000	0	
36	H21.10.13	10,000		15	18.00%	2,367			330,000	2,367	
37	H21.10.27		4,645	14	18.00%	2,278		4,645	330,000	0	
38	H21.11.17	10,000		21	18.00%	3,417			340,000	3,417	
39	H21.11.27		5,093	10	18.00%	1,676		5,093	340,000	0	
40	H21.12.17	20,000		20	18.00%	3,353			360,000	3,353	
41	H21.12.28		5,305	11	18.00%	1,952		5,305	360,000	0	
42	H21.12.31			3	18.00%	532			360,000	532	
43	H22.1.13	10,000		13	18.00%	2,307			370,000	2,839	
44	H22.1.27		5,393	14	18.00%	2,554		5,393	370,000	0	
45	H22.2.10	10,000		14	18.00%	2,554			380,000	2,554	
46	H22.3.1		6,114	19	18.00%	3,560		6,114	380,000	0	
47	H22.3.29		5,247	28	18.00%	5,247		5,247	380,000	0	
48	H22.4.27		5,434	29	18.00%	5,434		5,434	380,000	0	
49	H22.5.11	10,000		14	18.00%	2,623			390,000	2,623	
50	H22.5.17	30,000		6	18.00%	1,153			420,000	3,776	
51	H22.5.27		5,847	10	18.00%	2,071		5,847	420,000	0	
52	H22.6.28		6,627	32	18.00%	6,627		6,627	420,000	0	
53	H22.7.15	10,000		17	18.00%	3,521			430,000	3,521	
54	H22.7.16	10,000		1	18.00%	212			440,000	3,733	
55	H22.7.21	10,000		5	18.00%	1,084			450,000	4,817	
56	H22.7.27		6,148	6	18.00%	1,331		6,148	450,000	0	
57	H22.8.27		6,879	31	18.00%	6,879		6,879	450,000	0	
58	H22.9.14	20,000		18	18.00%	3,994			470,000	3,994	
59	H22.9.27		7,007	13	18.00%	3,013		7,007	470,000	0	

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
60	H22. 10. 27		10,680	30	18.00%	6,953	3,727	6,953	466,273	0	0
61	H22. 11. 15		470,051	19	18.00%	4,368	465,683	4,368	590	0	
	<合計>	470,000	603,000			133,590					

別表⑩リボキャッシング 利用・支払明細書

No.	年月日	貸付金	返済金	日数	利率	発生		充当内訳		残高	
						利息・損害金	元金	利息・損害金	元金	未払利息	
1	H23. 7. 15	40,000			18.00%					40,000	0
2	H23. 7. 19		40,078	4	18.00%	78	40,000	78	0	0	
	<合計>	40,000	40,078			78					

(別紙2)

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 山陰信販株

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H05.11.24	200,000			18%	0	200,000	0	0	0	0
H05.12.21		205,720	28	18%	2,761	202,959	-2,959	0	0	0
H07.03.24	200,000		458	0%	0	0	196,856	0	185	185
H07.04.27		15,000	34	18%	3,300	11,700	185,156	0	0	0
H07.05.29		15,000	32	18%	2,921	12,079	173,077	0	0	0
H07.06.27		15,000	29	18%	2,475	12,525	160,552	0	0	0
H07.07.24	200,000		27	18%	2,137	0	360,552	2,137	0	0
H07.07.27		15,000	3	18%	533	12,330	348,222	0	0	0
H07.08.28		25,000	32	18%	5,495	19,505	328,717	0	0	0
H07.09.27		25,000	30	18%	4,863	20,137	308,580	0	0	0
H07.10.03	100,000		6	18%	913	0	408,580	913	0	0
H07.11.07		443,191	35	18%	7,052	435,226	-26,646	0	0	0
H09.09.17	200,000		680	0%	0	0	170,872	0	2,482	2,482
H09.10.27		15,000	40	18%	3,370	11,630	159,242	0	0	0
H09.11.27		15,000	31	18%	2,434	12,566	146,676	0	0	0
H09.12.26		184,542	29	18%	2,097	182,445	-35,769	0	0	0
H10.09.18	10,000		266	0%	0	0	-27,072	0	1,303	1,303
H10.09.28	50,000		10	0%	0	0	22,891	0	37	37
H10.09.28	10,000		0	18%	0	0	32,891	0	0	0
H10.10.27		10,000	29	18%	470	9,530	23,361	0	0	0
H10.11.10	50,000		14	18%	161	0	73,361	161	0	0
H10.11.24	50,000		14	18%	506	0	123,361	667	0	0
H10.11.27		10,000	3	18%	182	9,151	114,210	0	0	0
H10.12.28		15,000	31	18%	1,746	13,254	100,956	0	0	0
H11.01.27		15,000	30	18%	1,493	13,507	87,449	0	0	0
H11.03.01		15,000	33	18%	1,423	13,577	73,872	0	0	0
H11.03.18	180,000		17	18%	619	0	253,872	619	0	0
H11.03.29		15,000	11	18%	1,377	13,004	240,868	0	0	0
H11.04.08	30,000		10	18%	1,187	0	270,868	1,187	0	0
H11.04.27		20,000	19	18%	2,537	16,276	254,592	0	0	0
H11.04.27	50,000		0	18%	0	0	304,592	0	0	0
H11.05.17	140,000		20	18%	3,004	0	444,592	3,004	0	0
H11.05.27		25,000	10	18%	2,192	19,804	424,788	0	0	0
H11.06.07	20,000		11	18%	2,304	0	444,788	2,304	0	0
H11.06.28		30,000	21	18%	4,606	23,090	421,698	0	0	0
H11.07.27		30,000	29	18%	6,030	23,970	397,728	0	0	0
H11.08.06		464,684	10	18%	1,961	462,723	-64,995	0	0	0
H14.04.24	200,000		992	0%	0	0	126,173	0	8,832	8,832
H14.05.27		10,000	33	18%	2,053	7,947	118,226	0	0	0
H14.06.27		10,000	31	18%	1,807	8,193	110,033	0	0	0
H14.07.29		10,000	32	18%	1,736	8,264	101,769	0	0	0
H14.08.16	50,000		18	18%	903	0	151,769	903	0	0
H14.08.16	50,000		0	18%	0	0	201,769	903	0	0
H14.08.27		10,000	11	18%	1,094	8,003	193,766	0	0	0
H14.09.20	10,000		24	18%	2,293	0	203,766	2,293	0	0
H14.09.27		15,000	7	18%	703	12,004	191,762	0	0	0
H14.09.27	50,000		0	18%	0	0	241,762	0	0	0
H14.10.16	160,000		19	18%	2,265	0	401,762	2,265	0	0
H14.10.28		20,000	12	18%	2,377	15,358	386,404	0	0	0
H14.11.27		20,000	30	18%	5,716	14,284	372,120	0	0	0
H14.12.27		20,000	30	18%	5,505	14,495	357,625	0	0	0
H15.01.27		20,000	31	18%	5,467	14,533	343,092	0	0	0
H15.02.27		20,000	31	18%	5,245	14,755	328,337	0	0	0
H15.03.27		20,000	28	18%	4,533	15,467	312,870	0	0	0

(注)過払利息の元本充当額は、既発生の過払金に対する利息の合計額を
借入元本に充当して計算したものである

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 山陰信販(株)

債務者 [REDACTED]

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H15.04.02	60,000		6	18%	925	0	372,870	925	0	0
H15.04.28		20,000	26	18%	4,780	14,295	358,575	0	0	0
H15.05.09	10,000		11	18%	1,945	0	368,575	1,945	0	0
H15.05.27		20,000	18	18%	3,271	14,784	353,791	0	0	0
H15.06.27		20,000	31	18%	5,408	14,592	339,199	0	0	0
H15.07.04	20,000		7	18%	1,170	0	359,199	1,170	0	0
H15.07.28		20,000	24	18%	4,251	14,579	344,620	0	0	0
H15.07.31	10,000		3	18%	509	0	354,620	509	0	0
H15.08.27		20,000	27	18%	4,721	14,770	339,850	0	0	0
H15.09.11	10,000		15	18%	2,513	0	349,850	2,513	0	0
H15.09.29		20,000	18	18%	3,105	14,382	335,468	0	0	0
H15.10.16	10,000		17	18%	2,812	0	345,468	2,812	0	0
H15.10.27		20,000	11	18%	1,874	15,314	330,154	0	0	0
H15.11.27		20,000	31	18%	5,047	14,953	315,201	0	0	0
H15.12.15	10,000		18	18%	2,797	0	325,201	2,797	0	0
H15.12.29		20,000	14	18%	2,245	14,958	310,243	0	0	0
H15.12.31			2	18%	305	0	310,243	305	0	0
H16.01.27		20,000	27	18%	4,119	15,576	294,667	0	0	0
H16.01.29	10,000		2	18%	289	0	304,667	289	0	0
H16.02.17	10,000		19	18%	2,846	0	314,667	3,135	0	0
H16.02.27		20,000	10	18%	1,547	15,318	299,349	0	0	0
H16.03.04	10,000		6	18%	883	0	309,349	883	0	0
H16.03.29		20,000	25	18%	3,803	15,314	294,035	0	0	0
H16.04.27		20,000	29	18%	4,193	15,807	278,228	0	0	0
H16.05.11	20,000		14	18%	1,915	0	298,228	1,915	0	0
H16.05.27		20,000	16	18%	2,346	15,739	282,489	0	0	0
H16.06.09	10,000		13	18%	1,806	0	292,489	1,806	0	0
H16.06.28		20,000	19	18%	2,733	15,461	277,028	0	0	0
H16.07.27		20,000	29	18%	3,951	16,049	260,979	0	0	0
H16.08.05	10,000		9	18%	1,155	0	270,979	1,155	0	0
H16.08.27		20,000	22	18%	2,931	15,914	255,065	0	0	0
H16.09.08	10,000		12	18%	1,505	0	265,065	1,505	0	0
H16.09.27		20,000	19	18%	2,476	16,019	249,046	0	0	0
H16.10.04	10,000		7	18%	857	0	259,046	857	0	0
H16.10.27		20,000	23	18%	2,930	16,213	242,833	0	0	0
H16.11.10	10,000		14	18%	1,671	0	252,833	1,671	0	0
H16.11.29		20,000	19	18%	2,362	15,967	236,866	0	0	0
H16.12.22		497,496	23	18%	2,679	494,817	-257,951	0	0	0
H16.12.31			9	0%	0	0	-257,951	0	317	0
H17.12.31			365	0%	0	0	-257,951	0	12,897	0
H18.04.24	10,000		114	0%	0	0	-257,951	0	4,028	10,000
H18.05.29		5,000	35	0%	0	5,000	-262,951	0	1,236	0
H18.06.27		5,000	29	0%	0	5,000	-267,951	0	1,044	0
H18.07.27		380	30	0%	0	380	-268,331	0	1,101	0
H18.11.07	30,000		103	0%	0	0	-252,740	0	3,786	14,409
H18.11.10	20,000		3	0%	0	0	-232,843	0	103	103
H18.11.14	100,000		4	0%	0	0	-132,970	0	127	127
H18.11.20	50,000		6	0%	0	0	-83,079	0	109	109
H18.12.27		10,000	37	0%	0	10,000	-93,079	0	421	0
H18.12.31		0	4	0%	0	0	-93,079	0	51	0
H19.01.09	30,000		9	0%	0	0	-63,665	0	114	586
H19.01.15	30,000		6	0%	0	0	-33,717	0	52	52
H19.01.29		10,000	14	0%	0	10,000	-43,717	0	64	0
H19.02.05	50,000		7	0%	0	0	6,178	0	41	105

(注)過払利息の元本充当額は、既発生の過払金に対する利息の合計額を
借入元本に充当して計算したものである

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 山陰信販(株)

債務者 [REDACTED]

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H19.02.08	10,000		3	18%	9	0	16,178	9	0	0
H19.02.13	30,000		5	18%	39	0	46,178	48	0	0
H19.02.15	60,000		2	18%	45	0	106,178	93	0	0
H19.02.26	90,000		11	18%	575	0	196,178	668	0	0
H19.03.09		15,020	11	18%	1,064	13,288	182,890	0	0	0
H19.03.14		490,036	5	18%	450	489,586	-306,696	0	0	0
H19.09.05	30,000		175	0%	0	0	-284,048	0	7,352	7,352
H19.09.11	10,000		6	0%	0	0	-274,281	0	233	233
H19.09.18	100,000		7	0%	0	0	-174,544	0	263	263
H19.09.18	10,000		0	0%	0	0	-164,544	0	0	0
H19.09.21	20,000		3	0%	0	0	-144,611	0	67	67
H19.09.25	50,000		4	0%	0	0	-94,690	0	79	79
H19.09.25	80,000		0	0%	0	0	-14,690	0	0	0
H19.09.28	200,000		3	0%	0	0	185,304	0	6	6
H19.10.29		20,000	31	13.8%	2,171	17,829	167,475	0	0	0
H19.11.27		20,000	29	18%	2,395	17,605	149,870	0	0	0
H19.12.27		20,000	30	18%	2,217	17,783	132,087	0	0	0
H19.12.31			4	18%	260	0	132,087	260	0	0
H20.01.28		20,000	28	18%	1,818	17,922	114,165	0	0	0
H20.02.04	50,000		7	18%	393	0	164,165	393	0	0
H20.02.27		20,000	23	18%	1,856	17,751	146,414	0	0	0
H20.03.27		1,278	29	18%	2,088	0	146,414	810	0	0
H20.03.27		18,722	0	18%	0	17,912	128,502	0	0	0
H20.04.28		786	32	18%	2,022	0	128,502	1,236	0	0
H20.04.28		19,214	0	18%	0	17,978	110,524	0	0	0
H20.05.12	50,000		14	18%	760	0	160,524	760	0	0
H20.05.27		1,081	15	18%	1,184	0	160,524	863	0	0
H20.05.27		18,919	0	18%	0	18,056	142,468	0	0	0
H20.06.09	10,000		13	18%	910	0	152,468	910	0	0
H20.06.27		1,612	18	18%	1,349	0	152,468	647	0	0
H20.06.27		18,388	0	18%	0	17,741	134,727	0	0	0
H20.07.15	10,000		18	18%	1,192	0	144,727	1,192	0	0
H20.07.28		1,740	13	18%	925	0	144,727	377	0	0
H20.07.28		18,260	0	18%	0	17,883	126,844	0	0	0
H20.08.27		1,770	30	18%	1,871	0	126,844	101	0	0
H20.08.27		18,230	0	18%	0	18,129	108,715	0	0	0
H20.09.05	30,000		9	18%	481	0	138,715	481	0	0
H20.09.29		2,301	24	18%	1,637	183	138,532	0	0	0
H20.09.29		17,699	0	18%	0	17,699	120,833	0	0	0
H20.10.27		2,065	28	18%	1,663	402	120,431	0	0	0
H20.10.27		17,935	0	18%	0	17,935	102,496	0	0	0
H20.10.28	20,000		1	18%	50	0	122,496	50	0	0
H20.11.17	10,000		20	18%	1,204	0	132,496	1,254	0	0
H20.11.27		2,630	10	18%	651	725	131,771	0	0	0
H20.11.27		17,370	0	18%	0	17,370	114,401	0	0	0
H20.12.04	10,000		7	18%	393	0	124,401	393	0	0
H20.12.29		2,955	25	18%	1,529	1,033	123,368	0	0	0
H20.12.29		17,045	0	18%	0	17,045	106,323	0	0	0
H20.12.31			2	18%	104	0	106,323	104	0	0
H21.01.19	20,000		19	18%	996	0	126,323	1,100	0	0
H21.01.27		2,794	8	18%	498	1,196	125,127	0	0	0
H21.01.27		17,206	0	18%	0	17,206	107,921	0	0	0
H21.02.02	10,000		6	18%	319	0	117,921	319	0	0
H21.02.27		3,333	25	18%	1,453	1,561	116,360	0	0	0

(注)過払利息の元本充当額は、既発生の過払金に対する利息の合計額を
借入元本に充当して計算したものである

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 山陰信販(株)

債務者 [REDACTED]

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H21.02.27		16,667	0	18%	0	16,667	99,693	0	0	0
H21.03.16	10,000		17	18%	835	0	109,693	835	0	0
H21.03.27		3,091	11	18%	595	1,661	108,032	0	0	0
H21.03.27		16,909	0	18%	0	16,909	91,123	0	0	0
H21.04.27		3,516	31	18%	1,393	2,123	89,000	0	0	0
H21.04.27		16,484	0	18%	0	16,484	72,516	0	0	0
H21.05.07	30,000		10	18%	357	0	102,516	357	0	0
H21.05.27		3,698	20	18%	1,011	2,330	100,186	0	0	0
H21.05.27		16,302	0	18%	0	16,302	83,884	0	0	0
H21.06.02	20,000		6	18%	248	0	103,884	248	0	0
H21.06.29		4,497	27	18%	1,383	2,866	101,018	0	0	0
H21.06.29		15,503	0	18%	0	15,503	85,515	0	0	0
H21.07.02	10,000		3	18%	126	0	95,515	126	0	0
H21.07.27		3,989	25	18%	1,177	2,686	92,829	0	0	0
H21.07.27		16,011	0	18%	0	16,011	76,818	0	0	0
H21.08.27		4,433	31	18%	1,174	3,259	73,559	0	0	0
H21.08.27		15,567	0	18%	0	15,567	57,992	0	0	0
H21.09.02	30,000		6	18%	171	0	87,992	171	0	0
H21.09.28		4,961	26	18%	1,128	3,662	84,330	0	0	0
H21.09.28		15,039	0	18%	0	15,039	69,291	0	0	0
H21.10.13	10,000		15	18%	512	0	79,291	512	0	0
H21.10.27		4,645	14	18%	547	3,586	75,705	0	0	0
H21.10.27		15,355	0	18%	0	15,355	60,350	0	0	0
H21.11.17	10,000		21	18%	624	0	70,350	624	0	0
H21.11.27		5,093	10	18%	346	4,123	66,227	0	0	0
H21.11.27		14,907	0	18%	0	14,907	51,320	0	0	0
H21.12.17	20,000		20	18%	506	0	71,320	506	0	0
H21.12.28		5,305	11	18%	386	4,413	66,907	0	0	0
H21.12.28		14,695	0	18%	0	14,695	52,212	0	0	0
H22.01.13	10,000		16	18%	411	0	62,212	411	0	0
H22.01.27		5,393	14	18%	429	4,553	57,659	0	0	0
H22.01.27		14,607	0	18%	0	14,607	43,052	0	0	0
H22.02.10	10,000		14	18%	297	0	53,052	297	0	0
H22.03.01		6,114	19	18%	497	5,320	47,732	0	0	0
H22.03.01		13,886	0	18%	0	13,886	33,846	0	0	0
H22.03.29		5,247	28	18%	467	4,780	29,066	0	0	0
H22.03.29		14,753	0	18%	0	14,753	14,313	0	0	0
H22.04.27		5,434	29	18%	204	5,230	9,083	0	0	0
H22.04.27		14,566	0	18%	0	14,566	-5,483	0	0	0
H22.05.11	10,000		14	0%	0	0	4,507	0	10	10
H22.05.17	30,000		6	18%	13	0	34,507	13	0	0
H22.05.27		5,847	10	18%	170	5,664	28,843	0	0	0
H22.05.27		14,153	0	18%	0	14,153	14,690	0	0	0
H22.06.28		6,627	32	18%	231	6,396	8,294	0	0	0
H22.06.28		13,373	0	18%	0	13,373	-5,079	0	0	0
H22.07.15	10,000		17	0%	0	0	4,910	0	11	11
H22.07.16	10,000		1	18%	2	0	14,910	2	0	0
H22.07.21	10,000		5	18%	36	0	24,910	38	0	0
H22.07.27		6,148	6	18%	73	6,037	18,873	0	0	0
H22.07.27		13,852	0	18%	0	13,852	5,021	0	0	0
H22.08.27		6,879	31	18%	76	6,803	-1,782	0	0	0
H22.08.27		13,121	0	0%	0	13,121	-14,903	0	0	0
H22.09.14	20,000		18	0%	0	0	5,061	0	36	36
H22.09.27		7,007	13	18%	32	6,975	-1,914	0	0	0

(注) 過払利息の元本充当額は、既発生の過払金に対する利息の合計額を
借入元本に充当して計算したものである

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 山陰信販(株)

債務者 [REDACTED]

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H22.09.27		12,993	0	0%	0	12,993	-14,907	0	0	0
H22.10.27		10,680	30	0%	0	10,680	-25,587	0	61	0
H22.10.27		9,320	0	0%	0	9,320	-34,907	0	0	0
H22.11.15		470,051	19	0%	0	470,051	-504,958	0	90	0
H23.07.15	40,000		242	0%	0	0	-481,848	0	16,739	16,890
H23.07.19		40,078	4	0%	0	40,078	-521,926	0	264	0
								未充当計		
								264		

(注)過払利息の元本充当額は、既発生の過払金に対する利息の合計額を
借入元本に充当して計算したものである

これは正本である。

平成26年11月26日

米子簡易裁判所い係

裁判所書記官 丸山純治

